

平成25年度第 1 回石狩市使用料、手数料等審議会会議録

開催日時 平成 25 年 5 月 22 日（水） 13：25～14：00
開催場所 石狩市役所 3 階 庁議室
出席者 会長：住谷浩
副会長：松永昭司
委員：新海節、熊谷美香、溝口秀夫、若林厚一郎、矢藤良雄、棚橋文男、堀弘子、
池田京子
欠席者 なし
事務局 大塚財政部長、中西財政課長、岡主任主査、後藤主任
傍聴者 なし

【開 会】

○事務局（中西）： 本日は、大変お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。定刻前ではございますが、皆さまお揃いになりましたので、只今より「使用料、手数料等審議会」を開会いたします。本日は、全員出席ということで誠にありがとうございます。

まず、南場委員が 3 月末をもって文化協会事務局長を退任されたことから、後任に推薦されました棚橋委員に、本日より審議に加わっていただくこととなりましたので、ご紹介申し上げます。よろしくお願いたします。

○棚橋委員： 棚橋です。よろしくお願いたします。

○事務局（中西）： 審議に入る前に、前回、本審議会に諮問させていただきました内容について一部修正がありますので、修正内容について説明させていただきたいと思ます。

○事務局（岡）： それでは、修正内容について説明させていただきます。お手元に資料をお配りしておりますが、前回までにお渡しした資料の修正箇所について見え消しにより修正したものとなっております。

1 ページ目【資料 1】の下段②個人利用（一般開放）に係るものにおいて、多目的スポーツ施設（サン・ビレッジいしかり）トレーニングルーム（中学生以下）の項目を削除いたしました。

当該施設における中学生以下のトレーニングルームの使用については、現在、危機管理上の問題から使用を禁止しているところですが、今般、市民要望が寄せられていたことから、現行のコスト内で新たに中学生以下の使用を認めることを前提として改定したいとの所管からの要請があり、改定案を諮問したところでございます。

しかしながら、所管においてさらに検討を重ねた結果、現状の管理人 1 名体制のままでは安全管理が不十分となり、複数名の管理人体制、もしくは専門トレーナーの配置が必須であるとのことから、現行通り当該施設における中学生以下の使用を禁止し、併せて使用料の設定を見送る旨申し出があったところでございます。

なお、他市の類似施設においても、中学生以下のトレーニングルームの使用は殆どが禁止となっており、一部有料で使用を認めている施設においては、常時トレーナーを配置するなど、管理体制が整備されている状況となっているとのことであります。

わたくしからは以上です。

○事務局（中西）： 以後の進行については、住谷会長にお願いたします。

○住谷会長： はい。只今説明のあった修正内容について、何かご意見・ご質問はありませんか。

○堀委員： 他市の状況や、中学生以下の子供たちが利用するというところで危機管理というのは一

番大事なことです。この審議会の中でもそういう発言があったかと思いますが、管理人が一人体制であるとか、そういうことも含めてこのことは検討された上での諮問だと思っていたのですが、そうではなかったということなのですね。

○事務局(岡)： 結果としてそうなってしまったということになります。諮問する段階においても所管においては「できる」という判断をした上で、料金設定をしたいということだったのですが、更なる検討を重ねた結果、もう少し管理体制をしっかりとしなければしっかりと安全管理は困難であるという判断となりました。結果として検討が不十分であったことは申し訳ありません。

○堀委員： これは要望が出されて、今回の検討に入っていかれたと思うのですが、やはりこういうことは、危機管理の面をきっちりした提案でなければいけませんし、そのことを踏まえて金額が100円でふさわしいかどうかということを議論することになっていきます。今後もいろいろと検討されていくことになるでしょうし、ほかの町でもやっているものであれば、また要望が出て、提案されていくものだと思いますので、その時にはちゃんと検討したうえでの提案であるべきだと思います。

○事務局(大塚)： そうですね。諮問後に修正があったということで、非常に申し訳なく思っております。やはり考えてみますと、検討が甘いという部分が今回の一件ではありましたので、以後この点については十分注意したいと思います。

○住谷会長： よろしいですか。それでは、この部分を修正するという前提で、このあと審議を進めていこうと思いますが、よろしいですね。

(「はい」との声あり)

○住谷会長： それでは、只今から、審議に入りたいと思います。

前回に引き続き、改定案について審議していきます。本日の審議内容をもって答申の予定となっておりますので、皆さんよろしくお願ひします。前回の会議終了時点でも、是非について確かめさせていただいていますが、再度、一項目ずつ、繰り返しになるかもしれませんが、確認させていただきたいと思ひます。

最初に、職員住宅に関して、厚田・浜益両区の料金統一を図る改定です。この表では建築時期・地区によってそれぞれ現行料金・改定案ということになっていますが、現実には厚田・浜益両地区には5年未満のものはないとか、全部の категорияに関して建物が存在するわけではないということが、前回の審議の中で確認されております。さらに、この表ではなかなかイメージが付きづらいので、参考資料として追加の資料も前回確認させていただきました。割と分かりやすい部分で確認させてもらうと、厚田区と言うと平成16年に建設されて78.98㎡の住宅面積のもの、マンションと言うと3LDKくらいとイメージできると思ひますが、現行だと一戸月額13,110円が21,320円になります。それから浜益では一番新しい建物でも平成8年、経過年数が15年のもので81㎡の建物、4LDKもしくは3LDKくらいの規模の建物ですが、使用料が現行では月額8,990円、これが今回の改定で13,930円になると。これによって両地区の建築経過年数や㎡あたりの単価が同じになるという改定内容です。

この内容について、これでよいかどうかを再確認させていただきます。今回新たにメンバーに加わった方もいらっしゃると思いますので、質問があればこの場に出していただきたいと思います。何かご意見・ご質問があればお願いいたします。

○事務局(岡)： すみません。前回審議会の後に、追加の資料請求ということで、資料の訂正や実態調査表などを送らせていただいたのですが、その中に職員住宅の資料もあります。前回審議会の中でお渡しした資料については検討途中の単価となっていましたので、最終的なものを送らせていた

だいております。今日皆さんお持ちでしょうか。

(「あります」との声あり)

○事務局(岡)： 今、会長から説明があった部分については、厚田区で平成16年築の13, 110円が、15, 320円となります。浜益区で平成8年築のものですと、8, 990円から9, 390円となります。

○住谷会長： 失礼いたしました。

○事務局(岡)： 職員住宅については、厚田区・浜益区それぞれ収入と原価のバランスが非常に悪く、厚田区では原価273円に対して使用料収入が89円、浜益区では原価334円に対して収入が94円というような実態調査の結果になっています。今回の改定で改善できるものでもないのですが、まずは厚田・浜益のバランスを取って、今後の改正に備えていきたいという内容になっています。

○住谷会長： 新海委員・棚橋委員は、前回聞いておられないので、状況を必ずしも把握されていないかもしれませんが、何かご意見はありませんか。

○棚橋委員： 厚田・浜益地区はなかなか実例がないということで、基準を設けるのに苦労されたのではないかと思います。そういう面では、次に繋げるための今回の改定ということで、そういう考え方で行かざるを得ないのかなと思います。

○住谷会長： それでは、これに関しては妥当だと判断させていただくということでよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○住谷会長： ありがとうございます。

では次に、火葬炉に関する料金の設定です。市民以外の利用料の値上げで、札幌市の状況と比べると、もう少し値上げしても良いのではという判断で、値上げとなっています。これに関しても前回大体確認させていただいたのですが、その後何か気付いたことがあれば、ご意見をお願いします。

○住谷会長： 特に無いようですので、火葬炉に関する改定についても、妥当という判断でよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○住谷会長： ありがとうございます。

それでは、次は小学校・中学校の屋内体育館・グラウンドについてです。現在、厚田区内の屋内体育館は1時間400円、浜益区内の屋内体育館は1時間300円、浜益・厚田以外の体育館は500円となっているのを、厚田・浜益両区の体育館は500円という形で100円及び200円値上げ、それ以外の体育館は100円アップして600円となります。さらに、グラウンドに関してはこれまで利用料を取っていなかったのを、1時間当たり300円とするということですが、これに関してはどうでしょうか。

グラウンドに関する新設に関しても、前回審議があったのですが、大体この形で行くのが良いのではないかというのが主流だったのですが、前回欠席されていた方で、ご意見がもしあればお願いします。

○住谷会長： 特に無ければ、各小中学校の体育館・グラウンドの利用料の改定・設定についても、妥当ということでしょうか。

（「はい」との声あり）

○住谷会長： では、この件に関しても妥当とさせていただきたいと思います。

これまでが専用利用に係るもので、次が個人利用に係るものです。
まず、花川南コミュニティセンターのトレーニングルームですが、これまで料金を取っていなかったのを、今回一般開放する形で利用料を100円にするということです。これは、いかがですか。

ほか2件も含めて検討する形にしましょうか。

B&G海洋センターのプールは、これまで100円だったものを200円、厚田スポーツセンターのプールも、100円だったものを200円という形になります。考え方は資料に記載されていますが、花川南コミュニティセンターのトレーニングルームに関しては、コミュニティセンター条例に規定する一般開放による利用とみなし100円。それから2つのプールに関しては、市民プール使用料の一般600円と比較して相当安価になっていることから200円とする、という考え方で改定する内容です。いかがでしょうか。

前回審議の中で、トレーニングルームが100円、プールが200円という料金になるのは、バランスとしてはどうかという意見もありました。それについては、コスト算定の基礎にも関わる問題なので今後にもむけて検討する必要があるという認識にとどめて、今回はそこまで遡って検討はしないということを確認させて頂いておりますが、そういう考え方でよろしいですか。

では、この個人利用に関する3施設の料金改定については、よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○住谷会長： では、この件に関しても妥当とさせていただきたいと思います。

次に資料の2ページ目、道路占用料です。これは、道が3年に1回の占用料見直しをしており、準拠する形での改定になります。管内他の市町村はすでに改定されているようですが、本市はまだしていない状況です。ただ、これは収入減に繋がる訳で、本来的には改定しないほうが市の収入としては確かに助かるかと思いますが、他の市町村は改定しているのに石狩市だけが自分の市の利益のために改定しないというのはいかがなものかとも思います。

○事務局（大塚）： 道路占用料は、NTT柱や北電柱といった道路の脇に立っているものに対してかかるものですが、本市においては年間3,000万円から4,000万円という大きな収入になっています。ここを落とすということは、それだけ収入が減るということでかなりボリューム的に大きいのですが、本市のように国道・道道・市道が重なっているようなところで、道路によって金額が違うというのは、事業者さんから見ればそれはちょっと違うのではないかと思われるということもあり、やはり一定の基準が必要だと思っておりますので、今回、北海道に準拠する形で、遅れることにはなりますが統一しようと考えております。

○住谷会長： いかがでしょうか。

○堀委員： 前回、江別市なども改定しているとお聞きしていたのですが、ほかの市町村で改定していないところはありますか。分からなければいいのですが。

○事務局(中西)： すみません、石狩管内については押さえていますが、全てについては押さえておりません。

○堀委員： 北海道が改定するからということですが、土地代が下がってきているということもあると思うのですが、やはり市の収入としては大きなものであって、北海道と違うから合わせるというよりも、石狩市としてどうしていかなければならないかということが大事だと思います。今回の見直しに関してはいろいろな方面で検討されて、これで行くと決まったと思うのですが、また3年後には見直す機会が来ると思いますので、そのときには石狩市としてどうなのかということをしっかり議論すべきだと思います。北海道がこうだからというだけではない議論をしてほしいと思います。

今回については、議論した中でこのように改定するというのでよいと思いますけれども、次回の見直しに向けて言い添えておきます。

○住谷会長： よろしくお願ひします。ただ、道路の問題については大塚部長が言われたように、難しい部分もありますね。

○事務局(大塚)： 基本的に、土地代に連動することになるのですが、なかなか個別の市町村ごとに土地代を分析して単価を出すということが非常に困難であるということは理解していただきたいと思います。

○堀委員： ただ、全部の市町村が変えているというわけではないと思うのです。市町村の意志でそうではないというところもあると思いますので、石狩市としてどうすべきか、ということをしっかり検討すべきだと思います。

○事務局(大塚)： 市の考え方を持ってということですね。

○住谷会長： 改定していない市町村についても調べるのが大事かもしれませんね。それなりの理由があるかもしれません。

○事務局(大塚)： 傾向としては、小さい市町村で電柱などの数が少ないようなところでは改定していない団体もあるかと思いますが、大きな市ではほとんどが改定していると思います。

○住谷会長： そういう小さな市町村についても研究をお願いするというのでよろしいですか。

○堀委員： はい。

○住谷会長： では、道路占用料の改定については、よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○住谷会長： では、この件に関しても妥当とさせていただきますと思います。

次は、手数料改定案です。低炭素建築物に係る法律が国で定められたことによる改定になります。低炭素建築物というのは、私の理解している範囲で分かりやすく言うと、より省エネを図っている建築物、もしくはエコロジーに対する提案をきっちり持った建築物です。これもいくつかの基準はあると思いますが、それを用いている建物は容積率とか建ぺい率から除外して、その分大きく作れるというような内容だったと思います。そしてその認定を受けるには、申請書を出してそれを審査してもらわなければならないのですが、かなり大変な審査があるのでそれに伴う費用を頂くというのがこの手数料です。これに関してもいかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」との声あり)

○住谷会長： では、低炭素建築物に係る手数料も、妥当という形で判断させていただきたいと思
います。

では、改定(案)全て妥当ということになりますので、このあと答申に関しては会長に一任してい
ただくということでしょうか。

(「はい」との声あり)

○事務局(中西)： ご審議ありがとうございました。今会長の方からお話がありましたように、
今日の議事録も作成しまして、改めて答申ということで、会長にお時間を頂戴して、市長の日程も含
めて調整のうえ進めさせていただきたいと思しますのでよろしくお願いいたします。

このあとパブリックコメントで市民の意見を頂戴しまして、第4回定例会に条例の改定案を上程し、
来年4月改定という形で進めさせていただきます。これまでのご審議ありがとうございました。

なお、この審議会の現委員の任期につきましては、今年7月までということで、今回の審議が最終
になるかと思えます。また8月以降、改めて委員改選となりまして、現在のところ特段開催を予定し
ている部分はありませんが、団体から推薦を頂いている方を含めまして、またお願いすることもある
かと思えますので、その時はまたよろしくお願いいたします。

○住谷会長： では、これで審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

議事録確定 平成 25 年 5 月 29 日

石狩市使用料・手数料等審議会

会 長 住 谷 浩
